

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ 不適切な事務処理について

1 職 員 市立高等学校 事務職員 (50代)

2 処分の内容 停職3月

3 処 分 事 由

当該職員は、令和3年2月、必要な契約事務を行うことなく物品2件を業者に発注し、3月と4月に納品を受けたが支払いを放置した。また、これらの事務の進捗や支払い期日等について、業者や上司に虚偽の説明を行うなどした。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の事務長（令和2年度）に対し「文書訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山

電話：711-4813（内線：3664）